

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 実施要領の制定について

3 畜 産 第 1342 号
令 和 3 年 12 月 24 日
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

制 定 令和3年12月24日付け3畜産第1342号
最終改正 令和5年11月29日付け5畜産第1641号

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領

制 定 令和3年12月24日付け3畜産第1342号
最終改正 令和5年11月29日付け5畜産第1641号

農林水産省畜産局長通知

第1 趣 旨

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の実施については、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

本要領に掲げるもののほか、別記1に定めるとおりとする。

2 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

本要領に掲げるもののほか、別記2に定めるとおりとする。

第3 取組実施期間

別記1の第1の取組についてはおおむね5年以内、別記2の第1の取組についてはおおむね3年以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第1号により、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては別表1に規定するその他必要な事項を内容として、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由できるものとし、この場合、市町村長は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

2 再編合理化計画の作成

- (1) 事業実施主体は、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、再編合理化計画を別紙様式第2号により作成し、1により作成した事業実施計画と合わせて都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 再編合理化計画の変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- (3) 再編合理化計画の計画期間は、5年以内とする。

3 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式第3号及び第4号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、その成果目標の妥当性について、自ら検討を行った上で、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、さらに、地方農政局長等とその成果目標の妥当性について協議を行うものとする。

4 都道府県知事は、3の提出を行う際に併せて、要綱別表の事業内容欄の2の事業の事業実施主体の欄に定める(8)の団体（以下「特認団体」という。）又は都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式第3号及び第4号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

5 地方農政局長等は、3及び4の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

6 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、3に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

7 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第5 取組の実施基準等

本事業の実施基準等は次に定めるもののほか、別記1及び別記2に定めるところ

ろによるものとする。

(1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。

(2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

(3) 附帯施設のみを整備は、交付の対象外とするものとする。

(4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、交付の対象外とする。

(5) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の配分基準について」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動が行うものとする。

(6) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

(7) 交付の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(8) 要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあつては、コンソーシアム又はその構成員が、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあつては、畜産物処理加工施設又は当該畜産物処理加工施設を輸出拠点とする輸出事業者が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画の認定を受けていること又は本事業により整備する施設がしゅん工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること。

第6 補助対象要件等

- 1 補助対象要件及び交付率等は、別表2及び別表3に掲げるとおりとする。ただし、整備後の施設における畜産物を処理・加工する業務等を実際に行う事業者が確定しているものに限る。
- 2 別表2に掲げる1の(2)の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記1に定めるところによるものとする。
- 3 別表2に掲げる2の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記2に定めるところによるものとする。

第7 採択要件

1 成果目標

要綱別表の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は、配分基準通知の別表1、別表2-1及び別表2-2において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表2-1から別表4により加算されるポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定すること。なお、別記1の事業に取り組む場合にあっては、設定した成果目標について、第4の2の再編合理化計画に記載するものとする。

2 目標年度

本事業は、事業完了年度から5年以内に設定するものとする。ただし、配分基準通知において、2030年度を目標とする類別については、2030年度までに設定するものとする。

3 上限事業費

別表5により計算される額を超える部分については、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

4 費用対効果分析

要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合であって、要綱別表の採択要件の欄に定める総事業費に満たない場合にあっては、要綱第30第2項に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合（都道府県知事は理由書を作成し、第4第3項に定める都道府県計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。）にあっては、当該事業を実施できるものとする。

第8 事業実施状況の報告及び事業の評価

要綱第22第1項及び第23第2項に定める畜産局長が別に定める項目は、別表6のとおりとする。

第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第10 その他

1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

その際、事業実施主体と、都道府県計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局は、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し、事業実施主体はその指導に基づいて調整するものとする。

2 周辺景観との調和

事業実施主体は、施設整備を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 と畜残さ等の有効活用、アニマルウェルフェアへの配慮

食肉処理施設又は食鳥処理施設の整備を実施する場合にあっては、と畜・と鳥残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜・家きんの取扱いに努めるものとする。

4 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

5 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

6 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

7 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあつては、整備後の食肉処理施設（以下「整備後食肉処理施設」という。）の所有者、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあつては、事業実施主体が行うものとする。

ただし、整備後食肉処理施設の所有者又は事業実施主体が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあつては、コンソーシアムの構成員、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあつては、実施地域に係る団体であつて、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の用途について厳正に管理することとし、用途を証明する領収書等関係書類を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(6) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）を適用するものとする。

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務、指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表7に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表8に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、食肉流通再編・輸出促進事業実施要領（令和2年3月31日付け元生畜第2119号農林水産農林水産省生産局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の食肉流通再編・輸出促進事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

(別記1)

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

第1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化等を通じた、効率的な流通体制の構築、稼働率及び衛生水準の向上等による国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 コンソーシアム推進事業

国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るための5か年計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等

2 食肉処理施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等

第2 取組の実施基準等

本事業は、コンソーシアム推進事業と食肉処理施設整備事業の一体的な取組を支援するものとするが、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 コンソーシアム推進事業

次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

- (1) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 食肉処理施設整備事業

- (1) 施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、コンソーシアムにおいて合意の上、適切な能力・規模の決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(2) 食肉処理施設の廃棄等

本事業での再編に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄に係る経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額

の補填ができるものとする。

(3) 整備後食肉処理施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。なお、貸付先は、コンソーシアムの構成員とする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 整備後食肉処理施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 整備後食肉処理施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後食肉処理施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第3 事業実施主体

要綱別表の事業内容欄の1の事業の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、食肉処理施設及び食肉流通事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する整備後

食肉処理施設の所有者であること。

- 7 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

第4 採択要件

採択要件は、要領本文に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 コンソーシアム推進事業

本事業は、コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修、食肉処理施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定めるコンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

- (1) コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 生産・流通体制強化に関する以下の計画

- a 安定的集出荷、処理、販売計画
- b 輸出拡大計画（輸出向け出荷量5%以上の増加（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、いずれの国への輸出を新規で実施）する計画とすること。）
- c 消費者ニーズを反映する生産体制推進計画
- d 生産者の顔が見える販売体制推進計画

イ 食肉処理施設の再編合理化に関する以下の計画

- a 施設稼働計画（処理能力、処理量、稼働率、欧米並みの衛生管理）
- b 経営安定計画（と畜・加工料金設定、人材育成・後継者確保方針）
- c 食肉処理・加工・流通コストの低減計画（省力化、加工技術の向上、物流協業化）
- d 災害時や施設メンテナンス時の対応計画

- (2) コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 食肉処理施設整備事業

本事業は、コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備は、コンソーシアム計画に基づく対象食肉処理施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等とする。なお、再編合理化等とは、コンソーシアム内の食肉処理施設の統合又は機能再編等による業務の効率化・高度化、専用施設化を図る取組により、食肉の輸出拡大や効率的・効果的な生産・流通体制に強化することをいい、当該食肉処理施設を起点とした物流の協業・共同化

による流通コストの低減及び災害等非常時や施設メンテナンス時の安定運営に必要な連携協定等を必須とする。

- (2) 再編等施設（コンソーシアム計画に基づき整備を行う食肉処理施設をいう。以下同じ。）の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであることとする。
- (3) 事業実施主体は、再編等施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けているものとする。
また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。
- (4) 整備に当たっては、整備後の1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が、1コンソーシアムにつき、おおむね1,000頭以上の規模となることとする。
加えて、当該処理能力頭数は、現状（再編合理化等前）のコンソーシアム内の処理頭数合計（直近3年度間の平均）を上回る計画とすること。
また、施設整備の交付対象は、1施設につき、おおむね700頭以上の規模となることとする。ただし、地域の事情により以下のアからエまでの2つ以上に該当する整備の場合、おおむね500頭以上の規模を可とする。
ア 県内1施設の食肉処理施設の他県の食肉処理施設との再編合理化
イ 地域の増頭計画に対応して処理頭数を増頭する計画を有する食肉処理施設の再編合理化
ウ 輸出専用食肉処理施設化による再編合理化
エ 牛又は豚の専用施設化による再編合理化
- (5) 整備後食肉処理施設の稼働率はおおむね90%以上であることとする。

第5 食肉処理施設の廃棄の基準等

1 食肉処理施設の廃棄

- (1) 廃棄の対象は、廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。
- (2) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。
- (3) 交付対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。

2 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

- (1) 交付対象は、別表2の1の食肉流通構造高度化・輸出拡大事業のうち、(2)食肉処理施設整備事業の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等(取得年月が明らかであって、その取得価額(所得税法施行令(昭和40年政令第96号。)第126条及び第127条又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号。)第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。)が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。
- (2) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、再編施設において(1)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(1)の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。
- (3) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- ア (1)の施設等又は(2)の設備(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- イ 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

ウ 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

エ 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所

得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。

オ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)、(3)のアからエまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。

(4) 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(3)のアからウまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。

(5) 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいと言えないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

(別記2)

輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

第1 取組の概要

本取組においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に位置付けられた農林水産物・食品の輸出額目標の達成に資する、国産畜産物の輸出拡大に必要となる輸出対応型の畜産物処理加工施設の整備を実施できるものとする。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 別紙様式第6号により当該事業で導入する畜産物処理加工施設を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。
- (2) 畜産物処理加工施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (3) 畜産物処理加工施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の畜産物処理加工施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (4) 畜産物処理加工施設の整備に当たっては、産地の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 施設の整備を予定する産地で十分調整を行うとともに、運営については、産地の意向が反映されるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、畜産物処理加工施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、検討を行うものとする。
- (5) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として畜産物処理加工施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出され

る額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (6) 事業実施主体は、整備する畜産物処理加工施設について、輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、海外での販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる施設・設備等及び体制を整備するものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。
- (8) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。その際、商品・製品等を対象に補償する保険制度への加入について十分に検討すること。なお、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

第3 事業実施主体

- (1) 農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
- (2) 要綱別表の事業内容欄の2の事業の事業実施主体欄の(6)の「畜産局長が別に定める民間事業者」は、次の要件を全て満たす者とする。
 - ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。
 - イ 施設の利用料金が、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。
- (3) 要綱別表の事業内容欄の2の事業の事業実施主体欄の(8)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
 - イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

別表 1 (事業実施計画に記載すべき項目)

1	成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式第3号の2に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。
2	成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 畜産局長が別に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。
3	費用対効果に関する項目 要綱第30第2項に基づき算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。
4	施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。
5	整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。
6	事業効果の発現目標に関する項目 輸出国別の輸出向け出荷量及び出荷額の現状値と目標値を記載するものとする。
7	複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目 (個々の建物、機械ごとに整理) 個々の建物、機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。
8	輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる取組に関する項目 畜産局長が別に定める基準を満たすことが確実であること又は満たしていることについて記載するものとする。
9	その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 2 (補助対象要件及び交付率)

事業・メニュー		補助対象要件	交付率
1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	(1) コンソーシアム推進事業	<p>コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費</p> <p>次に掲げる事項のいずれかを満たし、コンソーシアム推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、別表3の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分経理を行うものとする。</p> <p>ア 畜産農家の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。</p> <p>イ 食肉処理施設の処理加工技術を強化するための研修会及び調査を実施する場合は、食肉等処理加工従事者の処理加工技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した食肉加工技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて処理加工技術を強化するために必要となる経費であること。</p> <p>ウ 消費者ニーズの把握等の食肉等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて食肉流通を強化するために必要となる経費であること。</p> <p>エ 食肉処理施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要となる経費であること。</p> <p>オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする別表3の経費であること。</p>	定額

	<p>(2) 食肉 処理施設整 備事業</p>	<p>コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等</p> <p>ア 機械器具設備 搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、精肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、T S E対応、災害時対応設備その他食肉の処理加工に必要な設備の整備</p> <p>イ 上屋等 食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備</p> <p>ウ その他 機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計費及び諸経費並びに既存施設の廃棄に係る経費</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>2 輸出対応型畜物処理 加工施設整備事業</p>	<p>輸出拡大に必要な輸出対応型の食肉処理施設、食鳥処理施設、鶏卵処理施設、乳業施設及び畜産物加工施設の整備、機械導入、機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計費等</p>	<p>1/2 以内</p>	

別表3（交付対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表	

		等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表 4 (施設等の基準)

施設等	交付対象基準	
	食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
食肉処理施設	<p>・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。</p> <p>(a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。</p> <p>(b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</p> <p>(c) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。</p> <p>(d) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。</p> <p>(e) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。</p>	
	<p>(f) 当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。</p> <p>ただし、別記 1 の第 4 の 2 の（4）のただし書に当てはまる場合はこの限りでない。</p>	<p>(f) 当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。</p> <p>ただし、離島（離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合又はハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マ</p>

		<p>ークの表示をされた食品を製造する施設としてハラル認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>
けい留施設	<p>・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。(特段の事由がある場合は、この限りではない。)</p>	
と畜解体・内臓処理施設	<p>・と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。</p>	
懸肉施設		
冷蔵冷凍施設	<p>・冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛の枝肉にあつては24時間以内、豚の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ1日当たりのと畜解体処理能力(頭数分)のおおむね2倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。</p>	
部分肉加工施設		
輸送施設		
給排水施設		
その他の施設・設備		
副産物等処理施設		
衛生管理施設	<p>・次の(a)又は(b)の基準に適合すること。 (a)と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知)及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。</p>	

	(b) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
TSE対応施設	
交差汚染防止対策施設	・原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	

衛生管理施設		<ul style="list-style-type: none"> ・次の（a）又は（b）の基準に適合すること。 （a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設		<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設		<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。

洗卵選別包装室		
冷蔵庫室		
冷凍庫室		
殺菌装置		
洗浄装置		
貯蔵タンク		
洗卵選別機		
検卵装置		
その他の設備		
乳業施設		<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条に規定する牛乳、成分調整牛乳、加工乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、国産生乳・乳製品を使用した製品をいう。）を製造する施設・設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものであり、海外での需要が見込まれる品目を製造するためのものであること。 ・当該施設の整備により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実であること。 ・ 1 日当たりの生乳処理量が 2 トン以上であること。
生乳受入・貯乳施設		
殺菌施設		
乳製品製造施設		
充填施設		
冷蔵冷凍施設		
その他の施設・設備		

畜産物加工施設

- ・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。
- ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。
- ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社若しくは農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあつては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。
- ・貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

別表 5 (上限事業費)

整備事業の内容	上限事業費
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	<p>【食肉処理施設の整備】 10,545 千円×1日当たりの処理能力頭数(牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)</p> <p>【対米・EU向け牛施設の整備】 農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙に定められた、「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」に定める基準に適合し、当該国へ牛肉を輸出する施設(以下「対米・EU向け牛施設」という。)を整備する場合において、上記で算出される額を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、13,709 千円×1日当たりの牛の処理能力頭数(肥育豚換算)。</p> <p>【施設の廃棄】 150 千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)。</p>
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	<p>【食肉処理施設の整備】 10,545 千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)。</p> <p>【対米・EU向け牛施設の整備】 対米・EU向け牛施設を整備する場合において、上記で算出される額を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、13,709 千円×1日当たりの牛の処理能力頭数(肥育豚換算)。</p> <p>【離島における整備、ハラール施設の整備】 別表4(施設等の基準)の輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業における食肉処理施設の交付対象基準の(f)のただし書により、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)が560頭未満の場合</p>

		には、13,875 千円× 1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
	食鳥処理施設	222 千円× 1 日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	111 千円× 1 年当たりの処理能力
	乳業施設	10,000 千円× 1 日当たり計画処理量（トン）

注 1：施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

注 2：都道府県知事が特に必要と認める場合の上限事業費を適用する場合については、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

別表 6 (事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目)

- 1 事業実施状況に関する一般的な項目
要綱別紙様式第 9 号に規定されている項目を含み記載するものとする。
また、要綱別表の事業内容欄の 1 の事業については、別紙様式第 2 号に規定されている項目を含み記載するものとする。
- 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目
事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。
- 3 事業実施状況に関する詳細な項目
「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。
- 4 事業の効果及び改善方策に関する項目
「事業の効果 (輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額の年度ごとの実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策 (改善の必要がある場合)」について記載するものとする。
- 5 畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目
事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。
- 6 その他事業実施状況報告に必要な項目

別表 7 (附帯事務費の率)

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1. 0%以内	1 / 2 以内

別表 8 (附帯事務費の使途基準)

区分	内容
旅 費	普通旅費 (設計審査、検査のため必要な旅費) 日額旅費 (官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費) 委員等旅費 (委員に対する旅費) 会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給) 及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費 (各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費 (自動車等の燃料費) 食糧費 (当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等) 印刷製本費 (図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費 (庁用器具類の修繕費)
役 務 費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・
輸出拡大事業）の事業実施計画の承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号
農林水産省畜産局長通知）の第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・輸出拡大事業）

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度（ 年目）

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

応募主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農家 ・ 食肉処理施設 ・ 食肉流通事業者 ・ その他 			

注1：組織構成は、畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、整備等を実施する食肉処理施設を以下に記載すること。

食肉処理施設名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第2 事業の実施方針

注1：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び食肉処理施設の整備等により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、構成員の役割を明確にした実施方針を記載すること。

併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

注2：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注3：既存食肉処理施設の処理能力及び利用状況並びに整備後食肉処理施設の処理能力及び利用計画等が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容

1. コンソーシアム推進事業の概要

取組内容	推進体制	実施時期	事業量 (単価、回数、 対象者数、場 所等)	事業費 (円)	負担区分			備考
					国費	都道府 県費	その他	
(1) 協議会(検討会)の開催 取組内容①:	(例) ××委員会 (構成員: ○○、 □□、△△)							
(2) 調査の実施 取組内容①:								
(3) 研修会の実施 取組内容①:								
(4) その他 取組内容①:								
合 計								

注1: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2: 取組内容には、国産食肉の生産・流通体制の強化(生産現場と結びついた流通改革の推進)に必要な食肉の品質向上(衛生水準の維持・向上を含む)、家畜防疫対策の徹底、家畜飼養管理技術の向上、その他必要な取組について記載する。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

2. 食肉処理施設整備事業の概要

(1) コンソーシアム内の食肉処理施設の概要

再編の対象となる施設			再編後の施設			
名称	住所	敷地面積 (㎡)	名称	住所	敷地面積 (㎡)	用地取得

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 再編（統合又は機能再編）の実施体制

--

(3) 事業の内容及び経費

対象畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、面積、台数、構造、能力等)		整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分			備考		
						国費	都道府県費	その他			
		再編 合理化 施設	補助 対象								
			小計								
			補助 対象 外								
			小計								
		廃棄 施設	補助 対象								
			小計								
			補助 対象 外								
			小計								
合計											

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

(2) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1: 区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

注2: 複数年実施する場合は、全ての年度分の事業費及び国費予定がわかる資料を添付すること。

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. コンソーシアム推進事業

(1) 経費の使用に関する規定（案）等
(2) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(3) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 食肉処理施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
(9) 定款等	食肉処理施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書

※廃棄に係るもの

添付書類	注意点
(1) 廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
(2) 廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
(4) 財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
(5) 耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
(6) 廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

3. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) 再編の対象となる施設の関係者の同意書
(2) コンソーシアム規約並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) 再編合理化計画書（別紙様式2号別添1）
(4) 本事業の取組が位置付けられた流通合理化計画
(5) コンソーシアム計画（コンソーシアム計画を策定するために推進事業を実施する場合を除く）
(6) その他畜産局長等が必要と認める資料

第5 個人情報の取扱い（任意）

同意します	<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 [※] に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	<input type="checkbox"/>	※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

第6 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・ 該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・ 該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・ 認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・
輸出拡大事業）の再編合理化計画の（変更）承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号
農林水産省畜産局長通知）の第4の2の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申
請する。

（注）関係書類として、別添の再編合理化計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・輸出拡大事業）

再編合理化計画書

策定年度： 令和 年度 目標年度： 令和 年度

事業実施期間： 令和 年度 ~ 令和 年度

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

1 事業の実施方針

--

注：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

2 再編の概要

(1) 再編の対象となる施設の概要

施設名	設立年	再編合理化の取組等	対応方針	受益農家数		備考
				再編前	再編後	
			廃棄・改修・ 新設・その他			
			廃棄・改修・ 新設・その他			
			廃棄・改修・ 新設・その他			
			全施設の平均 値（注3）			

注1：施設名の欄には、本事業により整備又は廃棄を行う施設について、関連する食肉処理施設を全て記載すること。

注2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。

注3：受益農家数の欄について、食肉処理施設の再編を図る場合は全施設の平均値も記載すること。

注4：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注5：再編合理化の取組等の欄には、別記1の第4の2の(1)に記載の再編合理化の取組（統合又は機能再編）、その具体的な内容を記載すること。なお、必須要件の充足状況、今後の実施計画等がわかる資料を添付すること。

3 成果目標と事業費

(1) コンソーシアム推進事業における成果目標

以下については、現況、目標ともに、コンソーシアム全体について記載。

① 家畜の生産

品目 (畜種等)	生産量(A) (頭、羽、kg)			販売価格(B) (千円/頭、羽、kg)			生産コスト(C) (千円/頭、羽、kg)			成果目標額 (A) × ((B)-(C)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0	0	0	0
			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0	0	0	0

② 食肉・加工品の製造

品目 (種類)	生産量(D) (kg)			販売高(E) (千円)			処理加工コスト(F) (千円/kg)			流通コスト(G) (千円/kg)			成果目標額 (E)-(D) × ((F)+(G)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0			0	0	0	0
			0			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0			0	0	0	0

注：処理加工コストの算定にあたって、減価償却費は、食肉処理・加工コストの算定基礎から除き、計算することができるものとする。以下、同じ。

③ 成果目標額の合計

品目 (種類)	成果目標額 (①)+(②) (千円)		
	現況	目標	現況-目標
合計			

注1：コンソーシアム計画を添付すること。

注2：備考は、類似の計画がある場合の主な内容や、検討中の場合の検討状況などを記載。

(2) 食肉処理施設整備事業における成果目標
以下については、整備する施設毎に記載。

ア. 食肉処理・加工コスト

① と畜工程

畜種	と畜処理能力 (頭/日)			年間と畜頭数 (頭/年)			稼働率 (%)			と畜コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	向上率	現況	目標	削減率
牛												
豚												
肥育豚換算												

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

畜種	部分肉加工量 (頭/日)			部分肉仕向割合 (%)			部分肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

③ と畜コスト+部分肉加工コスト

畜種	と畜コスト+部分肉 加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	削減率
牛	0	0	0
豚	0	0	0
肥育豚換算	0	0	0

注1：部分肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

④ 精肉加工工程（該当施設のみ）

畜種	精肉加工量 (頭/日)			精肉仕向割合 (%)			精肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：精肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：精肉仕向割合について、当該施設において生産された部分肉のうち、当該施設において精肉処理を行われる割合を記入すること。

イ. と畜料金及び部分肉加工料金の目標

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	現況	目標	値下げ率	現況	目標	値下げ率
	牛					
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

ウ. 輸出に対する取組の目標

畜種	現況			目標			
	輸出可能国	輸出数量	主な部位	輸出可能国	輸出数量	増加率	主な部位
牛							
豚							

注：輸出可能国が複数ある場合は、適宜欄を追加し、輸出可能国毎に、数量等を記入すること。

注 再編合理化計画の作成に当たっての留意事項

- ① 現況値と目標値は、同一の方法で算出すること。
- ② 算出した成果目標の妥当性を検討できる資料を添付すること。

(3) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	地方自治体 支援	地方自治体 協力	備 考
		千円	千円	(千円)		
		千円	千円	(千円)		
		千円	千円	(千円)		

注：当該施設が所在する都道府県等の地方自治体からの費用面の支援がある場合は、地方自治体支援に金額を記載の上、()内にその地方自治体名を記載。事務的協力がある場合は、地方自治体協力で具体的な内容を記載。

都道府県事業実施計画

1. 総括表

(都道府県名：)

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	事業内容	輸出予定国・地域	対象畜種等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)			完了年月日	日本政策金融公庫への情報提供	備考	
									交付金	都道府県費 市町村費	その他				
食1				食肉流通構造高度化・輸出拡大事業											
食2				食肉流通構造高度化・輸出拡大事業											
輸1				輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業											
輸2				輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業											
輸3															

- (注) 1 「番号」の欄については、「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業」は食、「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業」は輸と番号の頭につけること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業」、「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業」のいずれかを記入すること。
 4 「対象畜種等名」の欄については、対象となる具体的な畜種等名を記入することとし、複数畜種を対象とする場合にあっては併記すること。
 5 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
 6 「日本政策金融公庫への情報提供」の欄については、事業実施主体が本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第13条に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」を記入すること(任意)。なお、同意しない場合でも、事業の採択等には影響はありません。
 7 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式第3号別添1又は別添2に記入すること。
 8 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、5. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2. 個別表

I 食内流通構造高度化・輸出拡大事業 (〇〇県 〇〇年度)																							
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる 番種等	類別	I 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						対象となる 番種等	類別	II 達成すべき成果目標の内容及び現況値										
					成果目標の内容					現況値の内容			成果目標ポイント		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				目標	現況等	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等	
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)				

III 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値																							
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる 番種等	類別	III 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						対象となる 番種等	類別	IV 達成すべき成果目標の内容及び現況値										
					成果目標の内容					現況値の内容			成果目標ポイント		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				目標	現況等	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等	
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)				

V 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値																							
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる 番種等	類別	V 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						対象となる 番種等	類別	VI 達成すべき成果目標の内容及び現況値										
					成果目標の内容					現況値の内容			成果目標ポイント		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				目標	現況等	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等	
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)				

VII 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値																							
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる 番種等	類別	VII 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						都道府県 加算ポイント	輸出産地 リスト連携 加算ポイント	ポイント総計										
					成果目標の内容					現況値の内容				成果目標ポイント									
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法					目標	現況等								
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)													0
										(事業実施主体の現況)													

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2-1に定める類別番号を記入すること。
 3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2-1の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
 なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2-1に特に定める場合を除き、前期、前年度のデータとし、前年度が異年度であった場合(兼業災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由	
番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2. 個別表

II 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

																(〇〇県)										(〇〇年度)						
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	I 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						現況値の内容	成果目標ポイント		対象となる畜種等	類別	II 達成すべき成果目標の内容及び現況値						現況値の内容	成果目標ポイント		特認団体							
					成果目標の内容					事後評価の検証方法		目標	現況等			成果目標の内容					事後評価の検証方法		目標	現況等								
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	目標数値の考え方							現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	目標数値の考え方												
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					(〇〇年)	(〇〇年)						(設定基準・項目)										
										(事業実施主体の現況)												(事業実施主体の現況)										

																III 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										IV 達成すべき成果目標の内容及び現況値		特認団体			
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	成果目標の内容						現況値の内容	成果目標ポイント		対象となる畜種等	類別	成果目標の内容						現況値の内容	成果目標ポイント								
					成果目標の内容					事後評価の検証方法		目標	現況等			成果目標の内容					事後評価の検証方法		目標	現況等							
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	目標数値の考え方							現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	目標数値の考え方											
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					(〇〇年)	(〇〇年)						(設定基準・項目)									
										(事業実施主体の現況)												(事業実施主体の現況)									

																V 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										VI 達成すべき成果目標の内容及び現況値										特認団体
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	成果目標の内容						現況値の内容	成果目標ポイント		対象となる畜種等	類別	成果目標の内容						現況値の内容	成果目標ポイント		都道府県加算ポイント	輸出産地リスト連携加算ポイント	ポイント総計									
					成果目標の内容					事後評価の検証方法		目標	現況等			成果目標の内容					事後評価の検証方法		目標	現況等												
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	目標数値の考え方							現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	目標数値の考え方																
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					(〇〇年)	(〇〇年)						(設定基準・項目)										0				
										(事業実施主体の現況)												(事業実施主体の現況)														

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2-2に定める類別番号を記入すること。
 3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2-2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
 なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2-2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。
 6 「特認団体」の欄については、特認団体に該当する場合「○」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。

都道府県の財政的支額及び理由

番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

3. 事業費の内訳

(○○県 ○○年度)

(単位：円)

	件数	事業費	都道府県附帯事務費		総計	
			交付金	交付金		交付金
食肉流通構造高度化・輸出 拡大事業						
輸出対応型畜産物処理加工 施設整備事業						
計						

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(都道府県名：)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

5. 継続事業

(都道府県名：)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	政策目的	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度				事業費	交付金	
					食肉流通構造高度化・輸出拡大事業				
					輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業				

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業」、「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業」のいずれかを記入すること。
 4 「事業内容」の欄にあつては、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

(別紙様式第3号 別添1)

〇〇年度 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業に係る年度別実施計画書

1 年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	事業内容	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)										
				開始年度	完了年度		〇〇年度 (開始年)		〇〇年度 (2年目)		〇〇年度 (3年目)		〇〇年度 (4年目)		〇〇年度 (5年目)		
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	
				〇〇年度	〇〇年度												

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

(別紙様式第3号 別添2)

〇〇年度 畜産物の輸出拡大に向けた輸出対応型施設の整備に係る年度別実施計画書

1 年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	事業内容	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)										
				開始年度	完了年度		〇〇年度 (開始年)		〇〇年度 (2年目)		〇〇年度 (3年目)		〇〇年度 (4年目)		〇〇年度 (5年目)		
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	
				〇〇年度	〇〇年度												

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては畜産局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事
氏 名

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の成果目標の（変更の）妥
当性等の協議について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産
第1342号農林水産省畜産局長通知）第4の3の規定に基づき、関係書類を添えて
協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式第3号の都道府県事業実施計画及び別紙様式第
6号の輸出拡大計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 特認団体又は都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、
事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議については、別紙様式
第5号の特認団体協議書を添付すること。

別紙様式第5号

特認団体協議書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	政策目的	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること。

別紙様式第6号

〇〇年度 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 輸出拡大計画〔施設名： (事業実施主体：)〕

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制： (事務局：))

--

(2) 概要

主な輸出品目	想定される国内産地	主な経由 空港・港 <small>※明確な場合は明記</small>	主な輸出先国	代表的な販路 <small>※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。</small>
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組			輸出先国の求める衛生基準等 への対応 (例：HACCP)	

(3) 課題と対処方針について

項 目	課 題	対 処 方 針

(4) 輸出目標について

(単位：トン、百万円)

	うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分					
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合

- (注) 1 本様式は、要領第4の3に定める都道府県実施計画と併せて提出すること。
 2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
 3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

(5) 個人情報の取扱い(任意)

同意します	<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 [※] に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	<input type="checkbox"/>	[※] 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(注) 同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。